

件名	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例																						
主管課	人事課、障害福祉課																						
根拠法令等	○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年6月27日公布・平成25年4月1日ほか施行） ○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年1月18日公布・平成25年4月1日施行） ○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年1月18日公布・平成25年4月1日施行）																						
<b>【改正の概要】</b> 標記法律・政令・省令により障害者自立支援法（平成17年法律第123号）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）が改正されたこと等に伴う規定整備																							
<b>(1) 条例改正の動機</b> ① 法律・政令・省令の題名改正 ●障害者自立支援法 ⇒ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> ●障害者自立支援法施行令 ⇒ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u> ●障害者自立支援法施行規則 ⇒ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u> ② 障害者自立支援法の改正に伴う項ずれ 「障害者支援施設」の定義規定・・・法第5条第12項 ⇒ <u>法第5条第11項</u>																							
<b>(2) 改正の対象となる条例</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">条 例 名</th> <th style="width: 20%;">改正動機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条</td> <td>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</td> <td>①・②</td> </tr> <tr> <td>第2条</td> <td>愛媛県視聴覚福祉センター管理条例</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>第3条</td> <td>障害者自立支援法施行条例</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>第4条</td> <td>愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>第5条</td> <td>愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>第6条</td> <td>児童福祉法施行条例</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table>				条 例 名	改正動機	第1条	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	①・②	第2条	愛媛県視聴覚福祉センター管理条例	①	第3条	障害者自立支援法施行条例	①	第4条	愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例	①	第5条	愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例	①	第6条	児童福祉法施行条例	①
	条 例 名	改正動機																					
第1条	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	①・②																					
第2条	愛媛県視聴覚福祉センター管理条例	①																					
第3条	障害者自立支援法施行条例	①																					
第4条	愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例	①																					
第5条	愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例	①																					
第6条	児童福祉法施行条例	①																					
施行日	((1)の条例改正の動機①に伴う改正) 平成25年4月1日 ((1)の条例改正の動機②に伴う改正) 平成26年4月1日																						
<b>【その他参考事項】</b> ■ 障害者自立支援法の改正の概要 ① 目的の改正 「自立」の代わりに、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記 ② 基本理念を創設 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。 ③ 障害者の範囲の見直し 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。																							